

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日(土、日、祭日)に当たるときは、その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

#### 示

飼料の試験の結果の概要

土地改良区の役員就退任(二件)

土地改良区の役員就退任

土地改良法による換地処分

保安林の指定の解除予定(四件)

### ◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第四百五十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十九年五月に収去し

た飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試験結果の概要										備考						
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性塩基性窒素	水溶性窒素	ペプトン消化率	D		C	P	T	D	N	ME
神戸市 日清製粉株式会社 社神戸飼料工場	東伯郡泊村大字 石脇800-14 中村産業株式会社 社中部支店	日清印子豚用配合飼料	59.4	15.6	4.2	3.1	4.6	0.79	0.56											
		日清印子豚用人工乳 コロケーキ	59.4	19.6	5.9	1.9	4.7	0.80	0.67											
神戸市 山陰くみあい飼料株式会社	東伯郡大栄町大字 山陰くみあい飼料株式会社 大栄町農業協同 組合供給課	日清印種豚用配合飼料 ハイハイリッターS	59.4	15.8	3.1	3.4	7.0	1.56	0.57											
		日清印若生用配合飼料 肉牛粗粒青放	59.5	15.2	3.4	4.7	7.1	1.36	0.62											
		日清印肉牛用配合飼料 肉牛粗粒後期	59.4	12.5	3.6	3.8	6.7	1.56	0.53											
		日清印乳牛用配合飼料 乳牛粗粒16	59.4	17.3	3.1	5.0	7.0	1.36	0.64											
		くみあい二種混合飼料 中目	59.4	9.4	—	—	1.8	—	—											
		くみあい標準配合飼料 スーパーベグCマッシュ	59.4	14.8	3.2	2.2	4.2	0.70	0.48											
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 工場	組合供給課	くみあい配合飼料 鳥取ピーン後期	59.4	11.6	3.6	4.4	5.2	0.92	0.59											
玉野市 加藤製油株式会社 加岡山工場		脱脂大豆	59.4	45.1	—	5.1	—	—												

注 1. 飼料の名称の欄中「●」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第四百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり高尾土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	村岡清見	東伯郡大栄町大字東高尾四四七
"	杉本進	大字西高尾四六二
"	村岡享	大字東高尾四五一
"	杉谷薫	大字西高尾一九六一
"	村岡一雄	大字東高尾四五三
"	長谷川清治	大字西高尾四八九
"	村岡幸人	大字東高尾四四八
"	杉谷正幸	大字西高尾四八三―二
"	村岡永久	大字東高尾四三九
"	梓島鐵男	大字上種一五七
監事	長谷川正孝	大字西高尾四六〇
"	村岡勇	大字東高尾四三七

就任した役員の氏名及び住所

昭和五十九年四月一日退任

理事

村岡一雄	東伯郡大栄町大字東高尾四五三	
"	長谷川清治	大字西高尾四八九
"	村岡幸人	大字東高尾四四八
"	杉谷正幸	大字西高尾四八三―二
"	池本嘉昭	大字東高尾四三二
"	谷崎貞雄	大字上種二六三―二
"	徳岡勤	大字東高尾四七四
"	長谷川辰雄	大字西高尾一六二
"	村岡永久	大字東高尾四三九
"	長谷川俊一	大字西高尾四六一
監事	長谷川正孝	四六〇
"	村岡勇	大字東高尾四三七

昭和五十九年四月二日就任 任期四年

鳥取県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 徳 永 裕 之 八頭郡智頭町大字木原八四

昭和五十八年十月十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 佐々木 正 昭 八頭郡智頭町大字木原一一四

昭和五十九年四月四日就任 任期昭和六十年七月二十七日まで

鳥取県告示第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

監事 中 川 貞 義 東伯郡東伯町大字三保二五五

昭和五十九年三月二十四日就任 任期昭和六十二年八月二十六日まで

鳥取県告示第四百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る

徳長地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒掃字扇畑四五六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町舟場字大ソバ六三〇の七、六三〇の八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町上菅字持ヶ瀧一三四七の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町印賀字吉ヶ谷山二一一の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和五十九年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年六月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一 日時 昭和五十九年六月十四日（木）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙について